

平成28年度包括外部監査結果報告書の概要

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件の名称（テーマ）

(1) 監査対象

人口減少対策に関する事業全般について

(2) 監査対象機関

知事部局及びその所管する団体

(3) 監査の対象とした期間

平成27年度。ただし、必要な範囲で過年度に遡及する。

3 監査を実施した期間

平成28年7月21日から平成29年3月27日まで

4 監査従事者

(1) 包括外部監査人

弁護士 野々木 靖 人

(2) 包括外部監査人補助者

弁護士 綾 野 隆 文

公認会計士 工 藤 誠 介

5 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29に定める利害関係を有していない。

6 監査テーマ選定の理由

わが国の人口は今後急速に減少していくと予想されている。「地方消滅」というショッキングな言葉さえ巷間に流布されるようになってきている。実際の人口減少の趨勢に鑑みると、その言葉が現実化するおそれがあることは誰しも否定しきれないところである。「消滅」のおそれのある地方自治体を抱える都道府県にとって、人口減少対策は、喫緊の課題である。

徳島県においても、平成17年に「徳島はぐくみプラン」、平成22年に「徳島はぐくみプラン（後期計画）」を策定して、子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える環境づくりに取り組んできた。「徳島はぐくみプラン（後期計画）」が終了した後も、平成27年に「第2期徳島はぐくみプラン」を策定し、引き続き同様の取り組みを続けている。

また、徳島県は、平成27年7月に「とくしま人口ビジョン」を策定し、人口減少が避けられない中で、どのように人口減少を克服し、持続可能な地域づくりをするかを示している。そのための施策として、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」をつくり上げている。

将来の人口減少にどのように対処するかは徳島県の最重要課題であり、それゆえ多額の予算を伴う事業が、それも多数実施されている。徳島県民の関心も非常に高い。

ただ、各事業については、その効果の測定や分析等が必ずしも容易ではなく、厳密な検討がなされないままになりがちな面もあることは否定できない。

そこで、各事業の財務執行が適切に実施されているかを確認するため、外部監査を実施することとした。

7 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 資産・負債の管理は適法適切に行なわれているか。

(4) 各事業の効果の測定や分析等が適正に行われているか。

8 主な監査の手続

それぞれの担当課から関係する文書、資料を取り寄せ、精査、分析したうえで、担当者に質問するとともにヒアリングを行い、その結果を整理して、報告書を作成した。

第2 徳島県の人口

1 現状

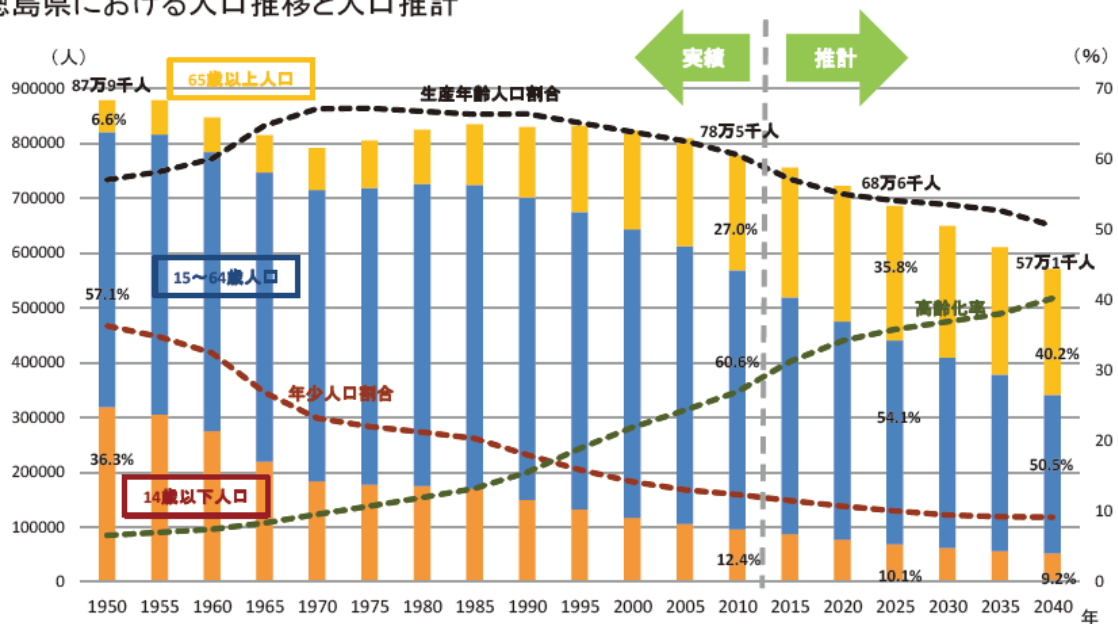
徳島県の人口は、平成29年2月1日現在、74万8,259人になっている。ピーク時の昭和25年の87万8,511人と比べると、約14.8%減少している。

人口の減少は、昭和25年から同45年まで続き、一旦は増加に転じたものの、平成11年からは、毎年減少し、しかも減少の割合が顕著になっている。

2 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も減少傾向は続く見込みであり、平成52年には、徳島県の人口は約57万1,000人になると推計されている。

■ 徳島県における人口推移と人口推計



出典) 徳島県『とくしま人口ビジョン』平成27年7月

推計の内容を詳しくみると、生産年齢人口（15～64歳）は、平成22年に約47万2,000人だったものが、今後、減少傾向が更に強まり、平成52年には約28万9,000人にまで減少する見込みになっている。年少人口（0～14歳）も、平成22年に約9万7,000人だったものが、平成52年には約5万3,000人にまで減少する見込みである。

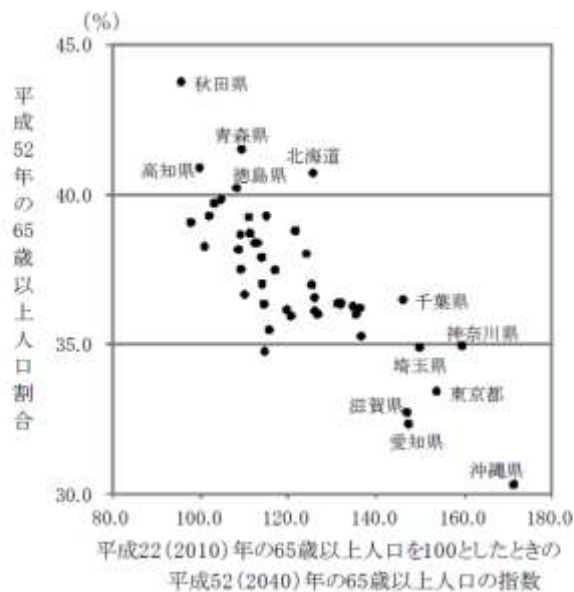
これに対して、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成22年には約21万人にまで増加したものが、今後、平成32年頃までは増加傾向が続き、約24万7,000人にまで達するが、その後、減少に転じて、平成52年には約23万人になる見込みとなっている。

徳島県の老年人口（65歳以上）の割合は、全国的に見ても高い数値になると予想されている。

表7 65歳以上人口の割合

順位	平成22年 (2010)		平成37年 (2025)		平成52年 (2040)	
	全国	23.0	全国	30.3	全国	36.1
1	秋田県	29.6	秋田県	39.5	秋田県	43.8
2	島根県	29.1	高知県	36.9	青森県	41.5
3	高知県	28.8	島根県	36.4	高知県	40.9
4	山口県	28.0	徳島県	35.8	北海道	40.7
5	山形県	27.6	青森県	35.8	徳島県	40.2
⋮	⋮		⋮		⋮	
43	埼玉県	20.4	滋賀県	27.5	岡山県	34.8
44	東京都	20.4	神奈川県	27.2	東京都	33.5
45	愛知県	20.3	愛知県	26.4	滋賀県	32.8
46	神奈川県	20.2	東京都	25.2	愛知県	32.4
47	沖縄県	17.4	沖縄県	25.0	沖縄県	30.3

図2 平成52(2040)年の65歳以上人口の指数(平成22年=100)と65歳以上人口の割合



出典) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)』結果の概要 p.10

3 対策

徳島県は、全国に先駆け、「人口減少・超高齢社会」が到来するという予測がある中、「とくしま人口ビジョン」において、3つの基本方針により、あらゆる施策を動員し、戦略的に対応していくことを表明している。

その3つの基本方針とは次のようなものである。

- ① 「とくしま回帰」の流れを加速する。
- ② 若い世代の結婚・子育ての希望を叶える。
- ③ 多様な価値観が息づく活力ある地域を創造する。

また、平成27年に「第2期徳島はぐくみプラン」の中では、3つの柱を掲げ、実行性のある少子化対策を推進するとしている。

その3つ柱と実行性のある少子化対策の内容は、次のようなものである。

I 若者の自立への支援

- ① 若者の経済的自立への支援
- ② 若者の健全育成の推進
- ③ 社会全体で貧困の連鎖の防止

II 結婚、妊娠・出産、子育ての支援

- ① 未婚化・晩婚化への対応策の推進
- ② 家庭における子育て支援の充実
- ③ 子ども・子育て支援新制度の推進
- ④ 要保護児童・障がい児への支援
- ⑤ ひとり親家庭の自立の支援

III 子育て家庭を支える環境づくり

- ① 地域の総合的な子育て力の充実
- ② 仕事と子育てが両立する働き方の実現
- ③ 安全・安心で快適なまちづくりの推進
- ④ 子どもの安全の確保

そして、人口減少のスピードに歯止めをかけ、平成72年に60万人から65万人超の人口の確保を数値目標として掲げている。

第3 指摘・意見の一覧

I 人口増に直接寄与するもの

1 こうのとり応援事業（健康増進課）

イ 事業評価の有効性

（意見）

評価基準として適当なものとして指定医療機関数があげられる。指定医療機関の数が多いほど、治療を受ける人の利便性が向上されるからである。

また、本事業の本来の目的は不妊治療の経済的負担の軽減を図り、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、受診件数を上げ、延いては妊娠件数を増加させることにある。

その意味でも、評価基準としては指定医療機関数の他に、助成件数に対する妊娠件数割合なども入れてはどうだろうか。確かにデリケートな問題ではあるが、本事業の有効性を考えるにあたり大切な数値と思われる。治療を受けた人に対するアンケート等を実施することにより実態数値を把握することが重要である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

（意見）

本事業の有効性を高めるためには指定医療機関を増やすことが必要である。

指定医療機関について治療の質を確保する観点から要件の厳格化は必要だとは思われるが、治療を受ける方の利便性を考慮すると対象となる医療機関を増やすことも重要である。

また効率性を高めるためには、周知活動を充実させることが重要となってくる。現在のところ関係医療機関への説明会を実施しているということであるが、今後は治療希望者等に対しての説明会も実施しその周知徹底に努めていただきたい。

平成28年度からの見直し案は、①対象年齢が「制限なし」から「43歳未満」②通算回数が「10回」から「6回（40歳以降で開始した場合3回）」③

年間回数が「2回（初年度3回）」から「制限なし」、④通算期間が「5年」から「制限なし」になっている。

この見直し案で言えることは、年間回数、通算期間はともに制限なしとなり拡張されたが、対象年齢が決められ通算回数も縮小されている。特に、40歳を超えると助成回数は減少し、43歳以上になれば対象から外れることになる。高齢出産が増加している現状に鑑みると、当該事業の中身を広く周知させることが急務となる。

また、妊娠・出産に伴うリスクが相対的に少ない年齢、治療により出産する確率がより高い年齢、長期間の治療による身体面・精神面への負担等の説明会なども開催する必要があるのではないだろうか。

2 おなかの赤ちゃんサポート事業（健康増進課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 高精度超音波診断装置の整備

（意見）

本事業の適法性・妥当性については、補助事業者である国立大学法人徳島大学の実績報告を書面で確認するだけでなく、責任者等に質問し、回答を得ることも必要な手続だと思われる。

イ 事業評価の有効性

（意見）

徳島県の各死亡率については改善傾向にあるが、全国平均と比べるとその数値は決して良好とは言えない。特に乳児死亡率は2.5（全国5位）、新生児死亡率は1.3（全国7位）となっており、その原因究明が今後重要になってくるものと思われる。そしてその過程において、本事業が乳児死亡率および新生児死亡率の改善にどれほど貢献しているのかを調査・検討するとともに、適切な評価基準を設定して頂きたい。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(イ) 胎児超音波精密スクリーニング等に係る人材育成

(意見)

本事業は、一般的な超音波検診では発見しがたい胎児の異常等を早期発見・早期診断し、妊娠中や出産直後の効果的な治療につなげ、予後の改善や救命することを目的とした事業であり、出生率の向上、延いては少子化対策に直接的に有効な事業であると言える。

そのため研修会・セミナーの回数および参加者を増加させ、胎児超音波精密スクリーニングに係る人材をより多く育成していく必要がある。

また、施設見学もその施設先を探索し、より多くの参加者を募ることにより事業内容を充実していくことが必要ではないだろうか。

(ウ) 妊婦喫煙対策研修会の開催

(意見)

本事業の有効性・効率性は、より多くの保健師等の方に本研修会を受講して頂き、より多くの妊婦に対し禁煙指導・喫煙対策の強化を行っていくことにある。

平成27年度はわずか1回しか開催されておらず、その効果は僅少といわざるを得ない。さらに平成28年度以降は実施する予定はなく、普及啓発に形を変えるということである。

予算上の問題もあると思われるが、本事業の有効性を高めるためにも、今後は当該研修会を数多く開催するとともに、保健師等を中心とした普及啓発に努めて頂きたい。

II 育児環境の充実に寄与するもの

1 保育人材確保等推進事業（次世代育成・青少年課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 保育人材就職等促進事業

(意見)

委託業務完了報告書を読むだけでは、他の事業が紛れ込んでいるように見えるため、少なくとも本事業に含まれるものなのかどうかの区別がつくように記載させるべきである。

イ 事業評価の有効性

(ア) 保育人材就職等促進事業

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。

(イ) 保育士資格等取得支援事業

(意見)

最終的な目標を見据えて、年度ごとの達成目標も設定しておくことが必要であり、次年度以降は、そのようにすべきである。

(エ) 現任保育士等研修事業

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、簡単な記載で十分であるから、それを取りまとめた資料を作成しておくべきである。

(オ) 認可外保育施設研修事業

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 保育人材就職等促進事業

(意見)

参加者数が目標定員に達していない事業については、参加者が少ないことの原因を探り、その原因を解消して、参加者を増やすよう努めなければならない。

2 シニア子育てサポーター支援事業（次世代育成・青少年課）

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

平成27年度は参加者の大多数が女性であったことから、今後、シニアの子育て支援の裾野を広げていくため、シニア男性の子育て支援への参加を増やす必要があるとの判断のもと、平成28年度に団塊世代の男性に子育て支援の協力を求めることを念頭に事業を計画したことは適切な判断だと思われる。今後も、実際に事業に参加した者や事業に関与したシニア団体にアンケートをとり、個々の意見を聞きながら、事業を進めていくうえでの改善点を見つけながら、具体的な事業計画に反映させていくべきである。

また、「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果は有用性の高いものと思われるので、シニアの子育てに実際に活用してもらうのが望ましい。「シニアボランティアの手引き」など本事業の成果はインターネットで公開しているから、実際により広く活用されるよう、インターネットで公開しているという情報自体を積極的に広報するよう努めるべきである。

このほか、今後、個々の事業参加者にアンケートをとって、実際に子育て支援をしたのか、どのような子育て支援をしたのかなどの実態を具体的に把握していくべきである。

3 放課後子ども総合プラン推進事業（次世代育成・青少年課）

イ 事業評価の有効性

(ア) 放課後児童支援員認定資格研修事業

(意見)

放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われるので、放課後児童支援員認定数については、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。

(イ) 放課後児童クラブ等施設整備補助

(意見)

放課後児童クラブの目標設置数は、現時点では妥当なものと思われるが、放課後児童クラブは、今後ますますその重要性が高まると思われるので、こ

の事業についても、(ア)の事業と同様、今後、ニーズ量の調査を定期的に行い、状況に応じて適宜、柔軟にかつより積極的な目標を再設定することが必要だと思われる。

4 病院内保育所運営費補助事業（医療政策課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

（意見）

本事業については概ね妥当だといえるが、病院の提出する決算書の精査方法について少し疑問が残る。

徳島県は当該決算書について、決算書にある剰余金の額と、病院内保育所運営補助の計画書の中の剰余金の額を確認しているということであるが、決算書に記載された剰余金の額の妥当性については検討していない。

剰余金は、当該法人の収益、費用の額、および資産の実在性、負債の網羅性によって大きく影響を受けるものであり、また、剰余金は病院内保育所運営補助金の補助率に影響を与える重要な数値でもある。

したがって、その数値の適正性そのものを検討しなければ本来の精査にはならないのではないだろうか。ただ、剰余金の適正性を精査するためには会計的な知識が必要であり容易にできるものではない。

そこで今後は、顧問税理士等の外部の専門家から決算書の適正性についての意見書等を入手することにより、決算書の数値、特に剰余金の妥当性については確認しておく必要がある。

イ 事業評価の有効性

（意見）

本事業は、看護職員等の乳幼児の保育を助け、出産・育児・保育による離職の防止と看護職員の再就職の促進を図ることを目的としている。

そのため、本事業を遂行することにより、補助対象施設の離職率がどれほど改善されたのか、再就職率がどれほど上がったのかを把握してこそ本事業の有効性が図られると思われる。

今後は、補助対象施設に協力を仰ぎ離職率および再就職率の把握に努めるこ

とが必要である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

少子化対策・保育所の問題は、国としても重要な課題として位置づけられており、平成28年度より開始された内閣府による補助制度「企業主導型保育事業」等により保育所整備・運営の充実が図られている。

徳島県においても国の制度の周知等、各課が連携するとともに、今後のニーズを踏まえながら県の補助制度の充実等についても検討してみるべきではないだろうか。

5 家庭児童相談室運営費（次世代育成・青少年課）

イ 事業評価の有効性

(意見)

状況に大きな変化がない相談事例についても、年に1回程度は検証を行い、援助方針を確認して、より良い援助につなげていくことがのぞまれる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

家庭児童相談室と中央こども女性相談センターを別々に設置することにより、事案の軽重に応じた役割分担による効率的運営が可能となるメリットを活かして、今後も連携をより緊密にしていくようにされたい。

(意見)

時間外や休日に対応を要する連絡が、家庭児童相談室あてに入った場合に、対応可能な窓口である中央こども女性相談センターへ適切に誘導できるような方策を工夫すべきである。

(意見)

次回、家庭児童相談室のパンフレットを作成しなおす際には、「その他の子どもに関する相談機関」として、各市役所の窓口や、各市が設置する家庭児童相談室についても記載すべきである。

6 児童家庭支援センター運営事業（次世代育成・青少年課）

イ 事業評価の有効性

（意見）

相談業務については、事業を進化・発展させていくために、具体的な評価基準を設定し、具体的な効果を測定するべきである。

里親委託推進・支援等事業については、里親等委託率に関する設定目標の達成状況を把握しながら事業を進めていくことが重要である。

ウ 事業内容の有効性・効率性

（意見）

本事業の役割を効果的に果たすことができるように、他の機関との連携をより緊密にしていくようにされたい。

7 結婚・子育てポジティブキャンペーン事業のうち

結婚・子育てポジティブキャンペーン（次世代育成・青少年課）

ウ 事業内容の有効性・効率性

（意見）

今後も、機会を見つけて、本事業に際してとったのと同様のアンケートをとるなどして、生の意見を聞き、実施する事業の優先順位を考える際の参考資料にするべきである。

Ⅲ 県内の仕事・労働を増やすことに寄与するもの

1 とくしまジョブステーション運営費（労働雇用戦略課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(イ) 賃料・共益費の支出について

（意見）

近隣の他のビルの賃貸料について情報収集を行い、本事業の賃料額と比較検討し、今後の値下げ交渉に活かすべきである。

（意見）

徳島駅近辺に数多く存在する本事業の立地の候補となるべき物件について

て情報収集すべきである。仮に家賃の大幅な削減が見込め、転居費用を考慮しても採算が合うのであれば、真剣に移転を検討すべきであるし、転居自体は困難であるとしても、賃料減額交渉の材料として活用すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

平日だけでなく土日にも業務を行うことができるよう検討すべきである。

(意見)

利用者の利便性に関するアンケート調査を実施すべきである。また、本事業の窓口を利用することなくUターン就職が実現した件数や、その事例の把握にも努めるべきである。

2 男女共同参画交流センター推進事業（男女参画・人権課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 「フレアとくしま」相談事業

(意見)

本事業においては多数の個人情報が集められ保管されていることと思われることから、その保管場所等のセキュリティー体勢は万全にする必要がある。

徳島県はこの個人情報の保管に関し、施錠した書庫に保管し、参加者名簿は講座終了時にシュレッダーで処分しているということであり、ある程度は評価できるが、個人情報の漏洩にはなお一層の注意を払う必要があると思われる。

イ 事業評価の有効性

(意見)

本事業の目的は、ときわプラザの利用者数を増加させることではなく、上述したように、男性も女性も一人の人間として個性を發揮できる社会の実現および女性の活躍促進を図るとともに、男女共同参画の視点での子育て支援の実施により、人口減少対策に向けた少子化対策を図ることにある。

確かにときわプラザの利用者数を増加させることも大切ではあるが、そのことだけをもって本事業を評価するのでは不十分といわざるを得ない。

ときわプラザの利用者が、相談することにより、また図書を閲覧・貸出されることにより、自らの社会生活・日常生活にどれほど役に立ち、あるいは変化を与え、住みよい生活環境を手に入れたのかまで調査して具体的に把握することが、本事業の成否を判定する尺度になるのではないだろうか。

もちろん、その調査担当者、調査方法、予算上の問題はあるが、本事業を成功裏に導き、今後も進化・発展させていくためには、どうしても必要なことである。

男女共同参画社会を実現し、子育て支援の実施により人口減少対策に向けた少子化対策を一日でも早く実現できるよう、その評価方法の改善を求めるところである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 「フレアとくしま」相談事業

(意見)

男女共同参画社会の実現のためには、県民からの多数の相談に応じ、その解決策を提案することは重要な事業ではあるが、その窓口をもっと男性にも広げるべきではないだろうか。男女とも同じように窓口を広げ、お互いの意見・考え方を把握してこそ、本来の男女共同参画社会が実現できるのではないだろうか。

男性にも仕事上や家庭内あるいは子育て上の悩みは山積されている。今後は、男性にもその相談窓口を広げ、最終的には、男女平等に機会を設けて頂きたい。

(ウ) 図書資料等の閲覧・貸出等の推進事業

(意見)

ときわプラザの図書と県立図書館の図書との棲み分けをハッキリすべきではないだろうか。経費削減もそうではあるが、男女共同参画に関する図書はときわプラザに集中的に保管し、県立図書館を訪れた県民がときわプラザ

にも足を向けるように、その導線を引くことも今後検討すべき留意事項のよう
に思われる。

3 フレアとくしま100講座（男女参画・人権課）

イ 事業評価の有効性

（意見）

本事業の目的は、各講座により多くの県民が参加することにより、男女共同参画社会を実現させ、延いては人口減少対策に向けた少子化対策に貢献することにある。

その意味で、イベント・講座による実践的活動への参加意欲度60%を目標数値にしたことは大いに評価できるが、その実数値が把握されていないため目標数値の設定が意味のないものとなっている。

アンケート内容は、性別、年齢の他、講座の内容および運営方法、今後の講座内容等となっているが、講座を受講したことによって今後それを実践でどう活用していくのかの質問が欠けているように思われる。

今後は、アンケートに受講した内容の活用方法等を含めるとともに、実践的活動への参加意欲度を測定する必要があるのではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

（意見）

男女共同参画社会の実現に向けては、様々な観点・視点より問題点を考察する必要があるが、当該事業の場合その視点の整理が行われていないのではないだろうか。年間実施している講座の中には、その内容が重複しているものもあるように思われ、視点の整理ができたならば、年間236もの講座を行う必要はないのではないだろうか。確かに予算の上では多額の歳出を生じてはいないが、時間的なロスというものを避ける意味でも今後は講座内容の整理が必要になると思われる。

また、企画委託講座のプロポーザル方式による選定についても、委託料が10万円～13万円という少額であることから、今後は委託講座内容の整理とともに、時間的なロスを避けるためにも随意契約（1号）により委託先の選定を

行うべきではないだろうか。

4 働き輝く！とくしまづくり応援事業（労働雇用戦略課）

イ 事業評価の有効性

(ア) 働く女性応援ネットワーク会議

（意見）

どのように日常業務の参考にしたのか、どのように次年度以降の施策に反映させたのか、事業の執行後等において、ホームページなどにより説明できるようにすべきである。

(イ) テレワーク活用ネットワーク会議

（意見）

事業効果については、ホームページなどにより、県施策への反映状況など、具体的に説明できるようにすべきである。

エ 関連事業の遂行手続の適法性・妥当性

（指摘）

県内に1団体しか委託先候補がないのであれば、少なくとも、県外の他の団体から見積もりを徴収したり、見積書の積算内容について近隣他県等との比較を行ったりするなどして、県内唯一の団体の提示金額の妥当性を確認すべきである。

（指摘）

県が会議のメンバーとして個別に依頼した人物が代表を務める団体が、テレワークに関する5つの委託事業のすべてを、2号随意契約で受託している状況であり、公平性を疑われることは避けられない。

個々の事業の検討・検証をするのではなく、本県テレワーク推進の方向性を検討する会議のメンバーに、限定された委託先団体を選定することは、客観的に見れば誤解を招く恐れがあるので、すべきではない。会議において、委託先団体については、会議を構成するメンバーとしてではなく、事業の進捗状況や課題等を報告する立場として、会議に招くべきである。

5 ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金（企業支援課）

イ 事業評価の有効性

（意見）

本事業は、制度の創設や改良というソフトの充実の段階から、そのソフトを利用・改良しながら得られる実績をもって評価できる段階にきていると思われる。

評価基準として誘致事業者数など何らかの数値目標を立てることを検討するべきである。

6 サテライトオフィス型テレワーク実証事業（企業支援課）

ウ 事業内容の有効性・効率性

（意見）

「自然豊かな地域で暮らしながら大都市及び海外の市場を開拓するテレワーク実証事業」が、「サテライトオフィス型テレワーク実証事業」の本来の目的に合致するものであったか疑問であると言わざるを得ない。

事業の本来の趣旨に沿うものであるかどうか疑義の残る企画については、企画の内容をより慎重に検討したうえで、疑義が解消されない場合には、当該企画自体は、何らかの有用性が見いだせるとしても、その事業としては実施しないという判断をするべきであった。

7 とくしまLED・デジタルアート推進事業（企業支援課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) とくしまLED・デジタルアートコンテンツ制作業務

（指摘）

本事業のような、先例が多くなく、業務を履行できる事業者がどれくらいあるのか不明な、新規の事業について随意契約を締結する際には、委託先に対し、先に実施した事業があるならば、その規模や内容、費用を守秘義務等の法的義務に反しない範囲で開示してもらい、契約内容を調整するべきである。そのようなことをすることによって、委託先には、事業費に相応しい事業内容にしなければならないという動機づけになるし、発注者としても、事

業内容をできるだけよいものにしようとする努力をしたと説明できることになる。

(イ) デジタルアート展開催事業業務

(指摘)

見積書の提出を受けるだけでなく、記載された内容は妥当であることがのちにも確認できるようにするため、そのことを確認できる書面（例えば、内訳書）の提出を求め、その書面を残しておくべきである。

イ 事業評価の有効性

(意見)

デジタルアート展に県内外から約6万人来場という絶対数で評価するのは一つの方法であるが、評価方法としてはそれだけでは十分ではないように思われる。事業の効果を測るのであれば、例年に比べての対比もすべきであり、例年に比べて増加しているのだとしたら、その増加数（増加割合）を明示し、その要因を分析するべきである。

8 新規就農総合支援事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(イ) 青年就農給付金事業（経営開始型）

(意見)

本事業は給付金を交付する事業であり、そのため給付対象者の要件および給付後の就農実績の確認が重要な視点となる。国の要綱では、給付後の就農実績の確認は、市町村が行うこととなっているが、不正受給が行われることのないように、各市町村等の行った確認については、県は市町村と十分連携して、その結果報告を受ける必要があると思われる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 青年就農給付金事業（準備型）

(意見)

農業大学校の卒業生の就農率を高め、農業大学校の生徒数に対する給付金受給者の割合を高めることも重要課題と言えるのではないだろうか。

(イ) 青年就農給付金事業（経営開始型）

（意見）

当該給付金は、農業経営を中止した場合においても、遡って返還の義務はない。したがってその給付には慎重な対応が必要である。

本事業を有効に効率よく行っていくためにも、給付対象者の要件の確認、申請書の内容の審査、就農後の就農実績の確認について十分に注意を払い、各市町村等の審査結果を再調査することも検討して頂きたい。

9 農業するなら徳島で！就農研修支援事業（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）

イ 事業評価の有効性

（意見）

本事業の目的は、県内で農業研修を受けたい人、農業を始めたい人、就農して間もない方を対象に、先進農家の現地見学会を開催するとともに、就農を希望される方に短期間の雇用を通じた農業法人等での実践研修に取り組む機会を提供し、県内での就農促進を図ることにある。つまり究極の目的は受講者数を増加させることではなく、県内での就農を促進することにある。したがって評価基準もその目的に沿う数値にしなければならない。

現実に受講者のうち新規就農者数を把握しているのであるから、今後は「受講者のうち新規就農者数」および「受講者に対する新規就農者割合」等を目標数値に入れるべきではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

（意見）

本事業の有効性をさらに向上させるためにも、ホームページをさらに活用するとともに、研修の様子などをSNS等で公開するなど、その周知を全国に向けてることにより、県外からの受講生確保に尽力し、移住者・定住者の増加に繋

げて頂きたい。

また、本事業の性質上、委託先を法人Aとすることには問題はないが、その委託料については十分検討し、相手先の言われるがままになるのではなく、ある事業については相見積もりをとる等により、少しでも安価にできるよう努力して頂きたい。

10 農業ビジネス・エキスパート育成推進事業（農林水産総合技術支援センター経営推進課）

イ 事業評価の有効性

（意見）

本事業の目的は、インターンシップ参加者およびアグリビジネススクールの入学者を増加させることではなく、農業のビジネス化の取組に精通する人材である農業ビジネス・エキスパートの育成、および農業の新たな成長分野を支える人材の確保、そして本県農業・農村への理解と促進、キャリアアップと本県での就農を促すことにある。

従って本事業の評価基準としては、6次産業化講座については「食 Pro.」の認定者数、農業法人経営講座については修了考査等を実施することによる合格者数、インターンシップ参加者数に占める就農者割合、県外からの新規就農者数等を加えるべきではないだろうか。また、ホームページへのアクセス数なども今後検討すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

（ア） 6次産業化講座および農業法人経営講座

（意見）

講師等の謝金・費用弁償、講座テキスト代については高額とは言えず妥当な金額と言えるが、約150万円の予算に対して参加者が少ない。特に農業法人経営講座においては7名と極めて少人数であり、今後の本講座の周知（特に県外への周知）が必要ではないだろうか。

また、農業法人経営講座では修了者に対し修了考査等を実施しておらず、その効果測定ができていない。今後は修了考査等を実施することにより、修

了者の能力審査そして講座内容の良否の判定を行う必要があると思われる。

(イ) 農の宝島！！とくしまフィールドワーク推進事業

(意見)

インターンシップ受入農家謝金，県外大学訪問旅費等については高額とは言えず妥当な金額と言えるが，約90万円の予算に対して，県内に就農した者および県内の農業関連企業に就職した者の数の合計が3名と少ない。当インターンシップに参加した大学生が21名であるから，その効果は7分の1ということになる。

今後はより多くの大学生にインターンシップに参加してもらえるよう，本事業を全国に周知徹底するとともに，より多くの農業系大学を訪問し参加者の確保に努めることが必要である。また，受入農家等の確保も今後必要になってくるとと思われる。

1.1 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（新規就農者経営発展まるごとサポート事業）（農林水産総合技術支援センター 経営推進課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(イ) 農業施設等貸与事業

(意見)

要件審査について，最低でも，事業計画と関係書類等（貸与契約書，物品購入の証憑類等）との突合などは徳島県でも実施すべきである。

イ 事業評価の有効性

(意見)

業績評価指標としては，貸与件数，貸与先の就農継続率，貸与先の業績回復率等が重要となってくる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

1年間で15件もの貸付先があり，しかもどの貸付先も就農継続中というこ

とをとらえると、本事業が平成27年度のみのも事業となってしまうことに疑問を感じる。就農者の設備投資の一ツールとして、本事業は今後も継続すべきではないだろうか。

12 「農林水産業」新たな担い手まるごと支援事業（もうかる漁業まるごと支援事業） （水産振興課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 水産未利用資源6次化事業

（意見）

事業遂行手続については適法・妥当と言えるが、公募型プロポーザル方式に参加した企業が2社だけだったと言うことに懸念が残る。今後は本事業をもっと周知させ、より多くの企業に参加してもらい契約価額の削減に努めて頂きたい。

(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業

（意見）

本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。

(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業①

（意見）

本事業の性質上、相見積もりが取れないことは仕方ないとしても、委託料が委託先の言いなりにならないよう金額交渉にも注意して頂きたい。

イ 事業評価の有効性

（意見）

本事業の評価基準としては、未利用資源の売上高、ヒジキ・シカメガキ等の養殖生産量、新規漁業従事者数等を設定すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 水産未利用資源 6 次化事業

(意見)

本事業をより効果的に行うためには、より多くの業者に参加してもらい、より多くの未利用資源の開発に取り組む必要がある。

そのためには、本事業が参加する業者にとっても収益性の高い事業にする必要がある。収益性の高い事業になれば参加業者数も増加するとともに、未利用資源の開発件数も増加すると思われる。

今後は参加業者の本事業による業績を公表することにより、本事業が参加業者にとっても収益性の高い事業であることを周知する必要があるのではないだろうか。

(イ) 県南圏域「海の野菜」ブランド化推進事業

(ウ) 県南「もうかる漁業」推進実証事業

(意見)

これらの事業の目的は、ヒジキやシカメガキの養殖およびアワビ等の種苗の生産を成功させ、漁業の多角化により安定経営そして所得向上による新規就労者の確保を図り、延いては徳島県の人口減少対策に効果的な事業となっていくことにある。

産業の少ない地方都市にとっては、漁業の推進という事業は無くてはならない事業であり、人口減少対策に効果的な事業と言える。そのためには事業を継続して実施していく必要がある。本事業の目的達成のためには、今後もある程度の予算を確保し、本事業を成功裏に導いて頂きたい。

1 3 青年漁業者就業給付金モデル事業（水産振興課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(意見)

本事業の遂行手続は適法であり妥当であるが、今後不正受給者が現れないよう、所得の確認については所得証明だけでなく、所得税の申告書およびその添付資料である決算書を監査することも重要である。

イ 事業評価の有効性

(意見)

本事業の目的は、経営が不安定な就業直後（5年以内）の青年漁業者の所得を確保するため給付金を支給し初期における離職率を抑えるとともに、担い手を確保・育成し漁業の発展に貢献することにある。

そうであるならば、評価基準として給付対象の漁業就業者定着率100%だけでなく、給付対象者数も加えるべきである。

さらに、給付対象者に含まれる県外からの移住者数を加えることにより、人口減少対策にも役立つ指標になるのではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

本事業は現在、有効にまた効率よく実施されており、県にとっては重要な施策と思われる。今後は本事業をより多くの漁業就業者に周知徹底させ、さらに有効性のある事業にするとともに、県外漁業就労希望者にも周知し、移住者を増加させることにより人口減少対策の一つの施策となって頂きたい。

1 4 建設産業魅力発信・担い手育成事業（建設技術者育成支援事業）（建設管理課）

イ 事業評価の有効性

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

(意見)

現在の評価基準は、どちらかというところ他の建設産業経営力強化支援事業および建設産業の魅力発信事業に適する評価基準と言える。

本事業の最終目標は、建設産業の経済基盤を強化し、担い手の確保・育成等に取り組むことにより、建設労働従事者を確保し、今後の建設産業の発展に資すること、延いては県内の人口減少対策に貢献することにある。したがって、本事業の評価基準としては講座等の参加人数、合格者数、建設労働人口増加数等にすべきである。

(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

(意見)

本事業の目的が、県技術職員の技術力向上にあることから、一級土木施工管理技術検定試験の受験者数、合格者数および合格率等を評価基準に加え、次年度以降も引き続き本事業の事業効果を検証すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 一級土木施工管理技術検定試験準備講習会

(意見)

参加人数58名に対し予算額(決算額)は必ずしも非効率的とは言えないが、有効性を考えると合格者が17名(アンケートにより確認している数値)、合格率29.3%というのは思わしくない。

一級土木施工管理技術検定試験の一般的な合格率は約50%であることから、もう少し合格者を増やす努力が必要である。もちろん17名という数値はアンケートによるものであり、実際の数値ではないため一概には言えないが、今後は可能な限り受講生にその合否を確認し、合格率を50%まで上げる必要がある。

(イ) 土木施工管理技術テキスト購入・配布

(意見)

予算面では適切であり問題はないが、その有効性を考えた場合、自己研鑽結果として、監督員(県職員)としての十分な施工管理の知識を身につけたか否かを確認する必要がある。

今後は、テキストの配布者に一級土木施工管理技術検定試験を受講して頂き、その合格者数の把握に努めなければならない。

15 建設産業魅力発信・担い手育成事業(フィールド講座モデル事業)(建設管理課)

イ 事業評価の有効性

(意見)

本事業の本来の目的は講座等を開催することではなく、県外からの転居者を

含め多くの建設産業への就労者を増やすこと、またスキルアップを図ることにより建設産業を支援し地域経済の活性化および地域防災力の向上等に寄与することである。講座等を開催したというだけでは、本来の目的が達成されたのかどうか解明できない。

今後は、受講生のうち建設会社へ就職した者の数、割合等を把握し事業効果を検証すべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

本事業は今後さらに有効的に、効率的に実施していく必要がある。今後は周知方法を徹底させ、より多くの参加者を募集することが大切になってくる。

そして参加者には徳島県内の建設産業に従事してもらうため、徳島の建設産業の魅力を今以上に伝えてもらうとともに、さらに県外からの就職・転職者の増加に繋げてもらいたい。

1 6 情報通信関連産業雇用促進支援事業（企業支援課）

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

コールセンターやデータセンター等の情報通信関連事業所に対する支援事業としては、本事業のほかに、「新成長分野人材育成支援事業」（労働雇用戦略課）や「地方創生人材育成事業」（産業人材育成センター）があり、一定の雇用は生み出しているようである。

ただ、情報通信関連産業が、徳島県の強みである全国屈指のブロードバンド環境を活かすことのできる成長分野であり、かつ雇用創出効果が高い産業であるというのであれば、県単独事業として、本事業と同様の事業を実施する余地があるのか否かを、本事業の効果をより厳密に確認しながら、長期的な視点にたって、事業規模や事業内容も含め、検討してみるべきである。

1 7 成長関連産業集積促進事業（企業支援課）

イ 事業評価の有効性

(意見)

本事業の目的が県内経済の活性化及び雇用機会の確保にある以上、雇用創出の効果を人数で示す評価基準の設定を、その設定が不可能であるという事情がない限り、検討してみるべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

「景気見通しの不透明さ、ますます激化する各自治体間の誘致競争など、企業立地を取り巻く環境は依然と厳しいが、引き続き、成長分野にターゲットを絞った効率的かつ戦略的な企業誘致を推進する。」と今後の方針を定めており、フォーラムの内容も毎回工夫されているようではあるが、目標達成のために、より一層の工夫が望まれるところである。

18 外資系企業対日投資促進事業（企業支援課）

イ 事業評価の有効性

(意見)

事業の最終的な目的は「投資」の実現のほうであるから、数値目標は、実現した誘致数にするべきである。もっとも、徳島県や他の地方のおかれた状況から見ると、誘致数1という数値目標を設定することでもよいと思われる。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

外資系企業の投資は短期間で実現できるものではないので、事業内容の有効性・効率性を即断することはできないが、本事業のように、最終的な目標達成の実現可能性が非常に低いと判断せざるを得ないものについては、例え、国の補助金が利用でき、県財政に直接的な不利益を及ぼさない場合であったとしても、最終的な目標達成の実現可能性の程度や県全体に与える影響を総合的に見極めたいうえで、実施するか否かを慎重に検討するべきである。

IV UターンやIターン等県外からの労働人口の流入に寄与するもの

1 攻めの「UIJターン」獲得促進事業（労働雇用戦略課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

(指摘)

4回のイベントのうち3回について、プロポーザルを経たおらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とすることの根拠を欠いていると言わざるを得ない。

過去の実績や全体運営事業者との連携や周知広報などの点において、当該委託先を選定するメリットはあったかもしれないが、そのみで随意契約の理由である「類似の団体がないこと」にはあたらない。

契約金額が最も安価であろうとの推察のもと、随意契約で委託先を選定するのではなく、業務内容によってはプロポーザルを経る、あるいは必要経費の見積もりをとり、その金額が妥当なものであるか、また、委託先として最適であるか、比較検討すべきである。

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

a 委託先選定の手続きの適法性・妥当性

(意見)

入札を行ったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの入札者数が確保できるように工夫すべきである。

イ 事業評価の有効性

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

a 目標を立てることの必要性

(意見)

具体的な達成目標を設定し、結果を分析したうえで分析結果を活用すべきである。なお、どのように分析したか、分析結果をどのように活用したかに

つき説明できるようにしなければならない。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) プロフェッショナル人材U I J ターン助成金

b 周知方法の妥当性

(意見)

より効果の上がる周知方法につき工夫されたい。

c 実績

(意見)

助成金制度の周知・募集の方法を工夫し、努力すべきである。

(イ) 大学生等と企業のマッチングイベントの開催

b 周知方法の妥当性

(意見)

イベントの周知方法につき、集めた情報を踏まえて、工夫するべきである。

c 実績

(意見)

イベントにおける具体的な問題点について、現場に立ち会った職員がその場で改善するべきであった。

(意見)

東京でのイベント開催をやめるのではなく、過去のイベントから明らかになった課題を踏まえて、より充実したイベント開催を目指すべきである。また、開催場所以外の点においても、実際に開催する際には、アンケート結果も参考にして問題点を改善するよう努力すべきである。

(ウ) 「ジョブナビとくしま」「ジョブカフェとくしま」のシステム改修

b チラシについて

(意見)

チラシの配布場所、方法等について、より効果が上がるように改善するよう検討すべきである。

(エ) 全体について

a 首都圏との違いのアピールについて

(意見)

徳島県では首都圏に比べて低い収入額であったとしても、家賃や物価が安いことなどから、首都圏に比べて豊かな生活を送ることができる現実がある。質問を受けた場合に説明するだけでなく、上のような現実を積極的に伝える努力が不可欠である。

また、ジョブステーションのパンフレットを作成する際には、より一層幅広い職種の実例を紹介することを検討すべきである。

b 他の課との連携について

(意見)

今後とも関連する他の課との連携を深め、無駄なく効果的に事業を推進されたい。

2 大学連携・地方創生推進事業（県立総合大学校本部）

イ 事業評価の有効性

(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業

(意見)

具体的な目標について、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の全体的な目標にとどまらず、本事業独自の数値を設定することを検討されたい。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(ア) 大学等サテライトオフィス開設支援事業

(意見)

これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。

(イ) 大学連携・地域活性化人材育成支援事業

(意見)

これまでに対象としている4大学以外の大学に対しても、広く募集し働きかけることを検討されたい。

3 移住・交流情報発信強化事業（地方創生推進課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(ア) 移住交流支援体制整備事業

e 移住交流フェア用グッズ作成業務

(意見)

支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。

(意見)

事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。

(イ) 移住・交流情報強化事業

a 徳島県移住・交流ウェブサイト構築業務

(意見)

プロポーザル方式をとったとしても、参加者が少なければ競争原理が十分に働かないおそれがある。適正な競争が担保されるだけの参加者数が確保できるようにより一層工夫することが望ましい。

(意見)

プロポーザルを経たとはいえ、上記のとおり2社の比較しかできていない。金額の妥当性が担保されるよう、より一層の工夫を検討することが望ましい。

b とくしま移住者受入れガイドブック作成業務

(意見)

2号随意契約により委託契約するのであれば、その根拠と理由を分かりやすく明確に記載するよう、改善すべきである。

(ウ) 民間移住支援団体・企業等との連携推進

a 「とくしまで住み隊」会員証及び「とくしま移住サポート企業」表示ステッカー作成業務

(意見)

支出負担行為に係る一連の書類の記載方法を改善し、2号随意契約とする根拠の内容が十分に伝わるようにすべきである。

(意見)

事業費の大半が、委託先から外注先に支払われる費用であることからすると、その金額の妥当性を事後的に確認できるようにするため、委託業務完了報告書に外注先を具体的に記載してもらうべきである。

イ 事業評価の有効性

(意見)

具体的な達成目標を設定した場合には、それを示す資料を作成しておくべきである。

4 とくしま林業アカデミー事業（林業戦略課）

イ 事業評価の有効性

(意見)

林業労働者の高齢化率が高く、今後の離職率も高まることが予想されること、新規林業就業者の定着率が不明であることなどに鑑みると、「新次元林業プロジェクト」に掲げる累計新規林業就業者数の戦略目標数は、見直しを迫られる可能性がある。現時点では、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことが最も有効かつ的確な対応策であると思われる。10年という長い期間のプロジェクトであるから、その間においては、現状に応じて、戦略目標の見直しを柔軟に考えるべきであるし、累計新規林業就業者数の目標数値を上げる場合には「とくしま林業アカデミー」の定員増を検討してみるべきである。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

人口減少対策の面から見ても、「とくしま林業アカデミー」の定員を増やすことは、検討してみるべき課題である。

なお、県産材の利用の拡大は、本事業を推進するうえでの大前提になっている。その大前提が欠けると、新規に林業に就業した者の定着も危うくなる。県産材の県内外、海外での需要の開拓には、大きな力を注ぐべきである。

5 サテライトオフィスおもてなし推進事業（地方創生推進課）

イ 事業評価の有効性

(意見)

進出地域の拡大を第一の目標として評価基準に設定しつつも、同時に、進出企業数や常駐の就業者数だけでなく、実質的な就業者数も把握していくようにすべきである。

6 外国人にやさしい徳島づくり推進事業（国際企画課）

ア 事業遂行手続の適法性・妥当性

(指摘)

A財団との随意契約については適切であるとは言い難い。今後は、本県において同様の業務を行っているB社団との重複の有無を検討し、指名競争入札等の是非を検討して頂きたい。

また、A財団との随意契約は、生活支援講座（日本語教室）開催事業を始め全ての事業を包括した契約となっている。契約金額は2,067万5,000円となっており、A財団はこの範囲内で事業をおこなっている。その結果、日本語教育のための学習教材作成事業に323万7,000円費やしている。この教材は合計で300冊作られており、従って作成費用は1冊当たり約1万円となっている。これは明らかに高額と言わざるを得ない。

このような結果が生じるのは、A財団との契約が包括的な随意契約となっているためであり、効率的な事業実施のためには委託内容を検討する必要がある。

今後は、委託事業の内容を分割する等の見直しを行い、B社団との競合も考

慮に入れるとともに、あるいは教材作成なら外部委託する等の方法により、予算の削減に努めて頂きたい。

イ 事業評価の有効性

(意見)

本事業の目的は、外国人を社会の一員として受入れ社会から排除されないようにするために、人種・国籍等にかかわらず、県内在住外国人が安全・快適に暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを推進することにあるが、究極の目的は多文化共生のまちづくりを推進することにより、より多くの県内在住外国人を確保し、人口減少対策に資することにあると思われる。

したがって本事業の評価基準としては、会員の活動に対する満足度、紹介者数等を加えることも大切ではないだろうか。

ウ 事業内容の有効性・効率性

(意見)

本事業をさらに有効的にするには、新たなニーズを見つけるとともに、県内在住の外国人に周知することが重要になってくる。そのためには今の参加者に対しアンケートを実施し今後のニーズを把握するとともに、参加者の口コミの促進、ホームページの開設・更新、SNSの利用等を実施する必要があるのではないだろうか。約5,000人いる県内在住の外国人の全てに本事業を周知して頂きたいものである。

また本事業を効率的に実施するためには、より少ない予算でより多くの参加者を確保する必要がある。そのためには、委託先の選定に十分注意を払い、可能であるなら指名競争入札の方法を採用するなど予算削減に努めるとともに、講座等の内容を充実させ参加者の増加に繋げて頂きたい。

※「第3 指摘・意見の一覧」においては、監査結果報告書の「第3章 監査の結果及び意見」で取り上げた事業のうち、指摘・意見のあった事業のみを抽出し、見出し符号は「第3章 監査の結果及び意見」のものをそのまま使用しているため、見出し符号が途中から始まっている場合がある。

第4 まとめ

1 テーマ選定の理由でも述べたとおり、人口減少対策は、徳島県にとって喫緊の課題である。

そのため、極めて多数の事業が実施されている。本報告書で取り上げた事業はその一部に過ぎない。事業数の多さから見ても、人口減少対策が強く意識されていることがみてとれる。

今回、外部監査を実施するにあたり、各事業の生の資料に接し、同時に担当者の説明を聞いた。その資料の分量をみるだけで日々の業務がいかに大変なものであるかが実感できた。そして、資料の中身をみると、職員が誠実に業務にあたっていることも確認できた。適正に業務が遂行されていることを確認することができ、ひとりの県民として安心することもできた。

ただ、本報告書で述べたとおり、よりよく事業を実施するための改善点もやはり、少なからずあった。

その結果をまとめると、次のようなことがいえる。

事業の内容やその実施手続き、評価方法などに、改善や工夫が必要だと思われるものが多数見受けられた。

また、人口減少対策という面で、その効果が認められるところ。今後、その拡充が検討課題となりそうなものもいくつかあった。

そのほか、事業経費の合理性を確認できる資料が十分には収集されていなかったものも一部に見られた。

2 それぞれの事業の代表例は、次のとおりである。

- (1) 事業の内容やその実施手続き、評価方法などに改善・工夫が必要と思われるもの
 - ア 攻めの「U I J ターン」獲得促進事業のうち
プロフェッショナル人材U I J ターン助成金
 - イ 移住・交流情報発信強化事業
 - ウ 農業するなら徳島で！就農研修支援事業
 - エ 青年漁業者就業給付金モデル事業
 - オ 建設産業魅力発信・担い手育成事業（建設技術者育成支援事業）

- カ 保育人材確保等推進事業
- キ 男女共同参画交流センター推進事業
- ク ふるさとクリエイティブ・SOHO事業者誘致事業補助金

(2) 事業の拡充が検討課題となりそうなもの

- ア 放課後子ども総合プラン推進事業
- イ とくしま林業アカデミー事業
- ウ 情報通信関連産業雇用促進支援事業

(3) 事業経費の合理性を確認できる資料が十分には収集されていなかったもの

- ア 攻めの「U I J ターン」獲得促進事業のうち
 大学生等と企業のマッチングイベントの開催
- イ 外国人にやさしい徳島づくり推進事業

3 総括

本報告書で改善すべきと考えた内容は様々であるが、すべて一つの視点からみたらそう考えることになったものだといえる。その一つの視点とは、「県民に対して十分説明できるものになっているか否か」というものである。

このような視点をもって、今後日々の業務にあたられることを期待する。